

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(22)まで (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)から(29)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(22)まで (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)から(29)まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。